住宅用火災警報器!ついてますか?

設置義務

0

すべての家庭で設置が義務づけられています

間 消防本部 予防課 ☎0957(62)5857 または 南島原消防署 ☎0957(82)2479

就寝に使用する部

屋の天井または壁

就寝に使用する部

屋がある階の階段

の踊り場の天井ま

たは壁面に設置し

ます。(ただし、避難 階 [1 階など容易に

避難できる階]の階 段は除く)

ドコードコードコー ド事です! 水事です!

面に設置します。

2. 階段

3. 台所

設置をおすすめ

AED(自動体外式除細動器) を各支所に設置しました。!

Minamishimabara city INFORMATION & NEWS

間 市民生活部 健康対策課 **20**50(3381)5141

各支所にAEDを設置しました。 万一の際に、ご利用ください。





※皆さんが行うイベントなどにもAEDを貸し 出しています。希望する場合は、事前にお問 い合わせください。

携帯助聴器を設置しました!

間 福祉保健部 地域福祉課 **2050(3381)5051**

携帯助聴器を福祉保健部地域福祉課と 各支所の窓口に設置しました。耳が聞こ えにくい人でもイヤホンなどを利用して、 会話が聴き取りやすくなります。お気軽 にご利用ください。





1月と2月は、 はたちの献血キャンペーン

献血はもっとも身近なボランティア。 あなたのわずかな時間で救える命がありま す。皆さんのご協力をお願いします。

「南島原市次世代育成支援地域行動 計画 (素案)」に関する市民意見募集 (パブリック・コメント) について

間 福祉保健部 地域福祉課 児童家庭班 ☎050(3381)5051 FAX0957(82)0217 Eメール jidoukatei@city.minamishimabara.lg.jp 〒859-2202 南島原市有家町山川58番地(有家庁舎内)

> 今 回 (画期間とした後期の次世代 22年度から平成26年度を計 計画が盛り込まれています進めるための市町村の行動 育成支援地域行動計画とな り組みを集中的・ 次世代育成支援に関する取 義務付けられて 成支援対策推進法」により 策定するのは、 いる計画で 計画的に 平成

在学の 対象者 市内に在住、 在勤または

閲覧場所 短くなってい 旬となるため閲覧期間が #

島原市ホー 載します) 担当課および各支所 -ジにも掲

意見内容を記載し、電話意見の提出方法 または、 名に計画名を記載)で提出 ファックス、Eメ ・ジなどに準備しています 様式を担当課、 必要事項が記載されて 様式は問いません 直接持参ください 電話番号、 朩 ル 郵送、

> 策定するときに行う手続き に意思決定し、寄せられ意見などを考慮して最終 す。皆さんから寄せられたそれに対する意見を求めま などを皆さんに広く知らせその政策などの目的や内容 大事な計画に、市民のえ方などを公表します。 怠見や意見に対する市の考 具体的には、 あらかじめ

※いただいたご意見の要旨と ムペ

本計画を作成するにあたって、皆さんのご意見・ご提案をいただくための市民意見募集 コメント) を予定してい

閲覧および 2月10日水~2月26日金

※素案の策定時期が1

に国が制定した「次世代育この計画は、平成15年度

目

有する-る人

今回の計画に利害関係を 市内に事業所などを有す

どで公表する予定です。 方は、後日ホ ご意見に対する本市の考 え 市の基本的な政策などをパブリックコメントって?

(パブリック・

設置義務はありませんが、火災が発生するおそれが 大きいので、できるだけ設置してください。

設置場所を

チェック

寝室

農林水産省ホ

ユベージ http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/

ホームページをご覧ください。農林業センサス調査についてもっと知りたい

●すべての寝室 ●寝室が2階にある場合は、2階の階段の上 ※住宅の規模などにより、別に設置が必要な場合があります。

昨年6月から、すべての家庭 に、住宅用火災警報器の設置が 義務づけられました。このこと に伴い、南島原消防署でも「つ けてください住警器、あなたの 暮らしの安全を守るために」を スローガンに普及推進を図って います。まだ設置していない家 庭は、早めに設置しましょう!

悪質訪問販売に注意しましょう

全国で発生している悪質な訪 問販売による住宅用火災警報器 販売は、主に一般家庭(特に高 齢者の一人暮らしの住宅)を狙 って巧妙な手口で訪問販売を行 い、高額な料金を請求するとい うものです。

契約を急がせる事業者は要注 意です。その場ですぐに契約せず、 家族などに相談しましょう。

ともいうべきものです。行われる『農林業関係者を対象にすべての農林業関係者を対象に 調査員が訪問して、 全国の 農林業を営んでい 農家や

願いしますので、 林業の経営状況などの記入をお ご協力をお願 調査票に農 る皆さんを

です。 的な統計資料を得るための調査 県、市区町村はもちろん各方面 にわたり、 実態を明らかにし、 業センサス」が実施されます。 農林業センサスは、 一斉に 201 林家をはじ 〇年世界農林

いますので、

調査

 \otimes

広く利用できる総合 国や都道府 農林業の あります うなことは一切ありませ 結果が税金の徴収に使われるよ く禁じられて 以外の目的に使用することが堅 統計調査として実施します。 この法律では調査内容を統計 また、

調査員にも守秘義務が

管理され ませんし、調査票についても情報が他人に漏れることはあ 盗難に遭わない ます。 かで 調査で知り得た よう厳重に

平成22年2月1日現在で、 が実施されます。 日現在で、 全国一斉に「2010年世界農林業セ プライバ シ の保護について

ンサス」

平成22年2月1

調査は、

統計法に基づく基幹

郁弥さん(深江小学校6年)】

佳奈さん(有馬小学校6年)】

20 統計調査にご協力く 0 年世界農 は林業セ サ

企画振興部 情報統計課 ☎050(3381)51

ださ 0

人は、 農林業センサス

南島原市ひまわりプラン健康標語入賞作品